

神戸松蔭女子学院大学学位規程（06.2.4, 08.4.1, 10.12.16）

目 的)

第 1 条 この規程は、神戸松蔭女子学院大学（以下「本学」という。）において授与する学位について、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項及び神戸松蔭女子学院大学学則（以下「本学学則」という。）に基づき、必要な事項を定める。

（学位の名称）

第 2 条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

文学部英語学科	学士（文学）
文学部日本語日本文化学科	学士（文学）
文学部総合文芸学科	学士（文学）
人間科学部心理学科	学士（心理学）
人間科学部生活学科	学士（人間科学）
人間科学部子ども発達学科	学士（人間科学）
人間科学部ファッション・ハウジングデザイン学科	学士（人間科学）

（学位授与の要件）

第 3 条 学士の学位は、学長が、本学学則の定める卒業に必要な要件を満たした者に対して授与する。

（学位授与の時期）

第 4 条 学士の学位を授与する時期は、3月又は9月とする。

（学位名称の使用）

第 5 条 本学より学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、本学名を次のように付記するものとする。

学士（文学・神戸松蔭女子学院大学）
学士（心理学・神戸松蔭女子学院大学）
学士（人間科学・神戸松蔭女子学院大学）

（学位記の様式）

第 6 条 学位記は、別に定める様式によるものとする。

（学位の取消）

第 7 条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又は学位の名誉を汚す行為をしたときは、学長は、教授会の議を経て、学位を取り消すことができる。

- 2 前項の議決は、教授会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学則の準用)

第 8 条 その他本学学位規程に定めるもの以外は、本学学則の定めるところによるものとする。

(規程の改廃)

第 9 条 本学位規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

附 則 この学位規程は平成23年4月1日より改正施行する。

- 2 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けたことが判明したとき又は学位の名誉を汚す行為をしたときは、学長は教授会の議を経て、学位を取消することができる。